評価委員会の概要

1　評価委員会の概要

（１）設置根拠　　地方独立行政法人法　第１１条第１項

（２）位置づけ　　市長の附属機関

（３）役割　　市長が地方独立行政法人に対して中期目標を策定する際や業務実績を評価する際などに、第三者の立場から専門的かつ客観的な意見を提示する、地方独立行政法人の目標・評価制度において重要な役割を果たす。

（４）組織・運営

「堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例」

○所掌事務（条例に基づき評価委員会が処理する事務事項）

中期計画の作成・変更の認可に関する意見（第２条）

各事業年度及び中期目標期間の業務実績評価に関する意見（第２条）

その他、市長が必要と認める事項に関する意見（第２条）

○組織等

委員は５人以内、医療又は経営に関し優れた識見を有する物等から市長が任命（第３条）

任期２年で再任可（第４条）

○委員長

委員の互選により選出（第５条）

委員長は会務を総理し、委員会を代表（第５条）

○会議

委員長が招集し、委員の過半数の出席が必要（第６条）

出席委員の過半数で議事を決定（第６条）

○関係者の出席

関係者の出席、意見説明を聴き、説明を求めることができる（第７条）

2　評価委員会の主な業務一覧

市長が認可・承認等をする際の事前意見提示	①　中期目標の作成・変更の際の意見（法第 25 条第 3 項） ②　中期計画の作成・変更を認可する際の意見（条例） ③　各事業年度の業務実績を評価する際の意見（条例） ④　中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績を評価する際の意見（法第 28 条第 4 項） ⑤　中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績評価を受け、当該地方独立行政法人の組織全般にわたる検討をする際の意見（法第 30 条第 2 項） ⑥　中期目標期間最後の事業年度の業務実績及び中期目標期間の業務実績を評価する際の意見（条例） ⑦　出資等に係る不要財産の納付等を認可する際の意見（法第 42 条の 2 第 5 項） ⑧　重要な財産の処分を認可する際の意見（法第 44 条第 2 項）
意見の申出	①　役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見（法第 56 条第 1 項、法第 49 条第 2 項）